

○経済産業省令

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定に基づき、エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則の一部を改正する省令
 エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則（昭和五十九年通商産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(研修)</p> <p>第十条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 修了試験の一部の課目に合格した者（以下「修了試験課目合格者」という。）に対しては、その合格した修了試験の行われた事業年度の翌事業年度に研修を受ける場合は、その合格した修了試験課目の講義及び修了試験を免除する。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該事業年度に研修を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に研修を受けることとする。</p> <p>8・9 [略]</p> <p>(試験課目の免除)</p> <p>第三十二条 試験の一部の課目に合格した者（以下「課目合格者」という。）に対しては、その合格した試験の行われた年の初めから三年以内に試験を受ける場合は、その合格した課目を免除する。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に試験を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当</p>	<p>(研修)</p> <p>第十条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 修了試験の一部の課目に合格した者（以下「修了試験課目合格者」という。）に対しては、その合格した修了試験の行われた年の翌年に研修を受ける場合は、その合格した修了試験課目の講義及び修了試験を免除する。</p> <p>8・9 [略]</p> <p>(試験課目の免除)</p> <p>第三十二条 試験の一部の課目に合格した者（以下「課目合格者」という。）に対しては、その合格した試験の行われた年の初めから三年以内に試験を受ける場合は、その合格した課目を免除する。</p>

該事由を勘案して定める期間内に試験を受けることとする。

備考 表中「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示

エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則（昭和五十九年通商産業省令第十五号）第十条第七項及び第三十二条第一項の規定に基づき、各条項の事由及び経済産業大臣が定める期間を次のように定める。

1 事由

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）

2 経済産業大臣が定める期間

エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第十条第七項の規定に基づく講義及び修了試験の免除の期間が令和三年三月三十一日までに終了する者については、当該期間を同項に規定する合格した修了試験の行われた事業年度から翌々事業年度までとし、第三十二条第一項の規定に基づく試験の一部課目の免除の期間が令和二年十二月三十一日までに終了する者については、当該期間を同項に規定する年の初めから四年以内とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。